

令和7年6月5日

狭山市議会議員
千葉良秋様

狭山市議会議長
太田博希

狭山市議会議員政治倫理審査会審査結果に係る措置について

令和7年3月18日付けで審査の請求があった件について、狭山市議会議員政治倫理規程第7条第2項の規定に基づき、下記の措置を講ずる。

記

1 措置の内容

- (1) 請願者をはじめ、関係職員及び議員への速やかな陳謝を勧告する。
- (2) 市民全体の奉仕者である議員として、倫理的責任を再認識するよう警告する。